

農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用 の促進に関する基本方針に対する意見募集の結果概要

○合計 22 件の御意見をいただきました。

○いただいた御意見とその御意見に対する考え方は以下のとおりです。なお、御意見を内容別にまとめているため合計件数と一致しません。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
第 1 章第 2 の 2 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の基本的な方向		
1	・フードテックやIT化の導入は事業者の自主的な判断に委ねるとともに、関連支援の拡充に当たっても従来型支援を縮小しない制度設計とすべきである。	・第 1 章第 2 の 2 において、6次産業化の促進の基本的な方向として、「幅広い関係者との連携」を追加しており、その例示の一つとして、フードテック、ITを追加したものです。 この例示のみならず幅広い関係者との連携を促すことにより、6次産業化の推進を図ってまいります。
第 1 章第 4 の 3 (1) 支援体制の整備		
2	地域プランナー等の外部専門人材の活用に当たっては、コンサルタント経費が過大とならないよう、費用対効果を十分に検証し、地域への効果が確実に還元される仕組みとすべきである。	・地域プランナーは、地域資源を活用した付加価値の創出に取り組む事業者に対して、経営改善や付加価値額向上に向けた伴走支援を行う専門家人材です。 農林水産省では、事業の成果について把握・検証を行いながら、売上高や所得の向上など経営改善につながる実効性のある取組を支援しているところです。 今後とも、地域に対する支援が真に農林漁業者等の所得向上や地域経済の活性化につながるものとなるよう、事業の効果や効率性の確保に努めてまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
第2章第1の1 基本的な考え方		
3	・「食料等に関する国民理解の醸成」という、全く具体性を欠いた目標は何なのか。問題意識を欠いた単に「国産食品を食べるのが善」という広報は止めて頂きたい。	・「食料等に関する国民理解の醸成」とは、令和7年閣議決定の「食料・農業・農村基本計画」において、食料の持続的な供給の確保のため、消費者、国民が生産などの実態を理解し、日々の購買行動によって支えるなど、行動変容につなげることであります。 このため、地産地消が果たす役割のひとつとして、第2章第1の1に追加したものです。
第2章第2の2 学校給食における地場産物の使用の振興に関する目標		
4	・コメ生産制限、アメリカへの輸出拡大などを政策としておいて、学校給食における「地場産食材の使用割合7割の目標」など、達成できないだろう。農業政策を改めるべきだ。	・地産地消の促進を図るため、学校給食における地場産物の使用に係る目標を設定しております。目標達成に向けて、各種施策の実施や全国の優良事例の横展開を図ってまいります。
5	・地産地消は、生産・加工・流通・消費の各主体を繋ぐ取組であり、学校給食を通じて地域の農林水産業や食料供給について学ぶことは、食育や地域理解の向上に繋がる。 学校給食における地場産物の利用促進に当たっては、調達割合の向上だけではなく、児童生徒が生産現場や流通過程を学ぶ機会の充実についても明記すべきである。	・児童が生産現場や流通過程を学ぶ機会を持つことは、食料等に関する国民理解の醸成の観点から重要と考えており、第2章第3の6において、国及び地方公共団体が国民の理解と関心の増進に努めるにあたり、食料システムの各段階における関係者の取組や持続的な供給に要する合理的な費用について国民の理解がなされるよう配慮することとしております。
第2章第2の3 都市と農山漁村の共生・対流の推進に関する目標		
6	・グリーンツーリズムの目標から「外国人旅行者」を削り目標を下方修正することは排外的であり望ましくない。国際人口を利用するべき。	・「農泊地域での年間延べ宿泊者数」は、食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）で定めた農泊の新たなKPIであり、外国人旅行者を含めた目標設定です。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
第2章第3の3 学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進		
7	・学校給食での地場産物利用は、市町村単独ではなく近隣自治体と連携した広域的な供給体制の構築を進めるべきである。品目や数量の確保が難しい場合でも安定供給が可能となり、持続可能な地産地消の推進につながる。 ・また、比較的安定供給が見込まれる地域産米の活用拡大から段階的に取り組むことが有効である。	・学校給食における地場産物の利用の促進に当たっては、第2章第3の3において、地域の特性に応じた取組を求めている、近隣自治体と連携した供給体制の構築や地域産米の利用拡大等については、各自治体がそれぞれの地域における生産物や食文化、食に関する産業等の事情等を踏まえながら主体的に取り組んでいくことが重要であると考えております。 なお、食材の安定的に供給する体制の整備のため、連携先として、農業協同組合系統組織、食材納入業者を例示しております。
8	・学校給食等から発生する野菜くずや食品残渣について、堆肥化等により地域農業へ還元する循環型の取組を検討すべき。地域の農林水産物の利用に加え、給食で生じる資源を農業生産に活用することで、地域資源の有効活用や環境負荷の低減につながると考える。	・学校給食における地場産物の利用促進に加え、食品残渣等の資源循環に関する取組が進められることは、地域資源の活用の観点からも重要であると考えており、第1章第1において、フル活用する多様な地域資源としてバイオマスを例示しているところです。 引き続き、地域の実情に応じた地域資源の有効活用につながる取組を促進してまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
第2章第3の3（2）生産者と関係者との連携の強化		
9	・学校給食向け農産物の調達に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な規格運用を推進し、品質に問題のない規格外品や泥付き野菜等を積極的に活用できる環境を整備すべきである。 これにより、生産者の負担軽減や食品ロス削減につなげるとともに、規格外品の活用に伴う調理負担の軽減に向けた調理機器の導入等も進め、持続的な供給に必要なコストを踏まえた供給体制の構築を図ることが望ましい。	・学校給食における農林水産物の納品規格については、その意義、具体的な許容範囲に加え、地域毎に異なる規格外品の量、給食関係者側の設備や人手等のそれぞれの事情について、生産者と学校給食関係者との継続したコミュニケーションにより相互に理解することが重要であると認識しています。 このため、学校給食を含む施設給食において地場産物の活用を促進するコーディネーターを派遣することで、生産者と給食関係者との相互理解を図る取組を支援しているところです。 引き続き、生産者、学校給食関係者等の相互理解を深めることを通じ、生産者の負担軽減や食品ロス削減、地場産物の持続的な利用拡大に向けた取組を推進してまいります。 なお、規格外品の活用事例については、「スモールステップからはじめる学校給食での地場産物等活用のためのガイドブック」を農林水産省HPに掲載しております。
10	・学校給食における地場産物の利用推進に当たっては、生産者が継続的に供給できるよう、持続的な供給に要する合理的な費用を適切に反映した価格形成を確保すべきである。 給食費負担の軽減を理由に生産者の手取りを圧縮したり、過度な負担を転嫁したりすることは避ける必要がある。 また、洗浄や規格統一などに伴う追加コストについても適切に価格へ反映し、生産者の所得向上と持続可能な経営に配慮した制度運用を求める。	・ご意見のとおり、学校給食における地場産物の利用推進に当たっては、生産者が持続的に供給できる環境の確保が重要であり、第2章第3の3（2）ウにおいて、「地域の農林水産物の持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成」の例示や第2章第3の6において、「食料システムの各段階における関係者の取組や持続的な供給に要する合理的な費用について、理解がなされるよう配慮する」を追加しております。 引き続き、生産・流通等に要する費用や負担の実態も踏まえながら、関係者間の相互理解と連携の下で持続可能な取組を推進してまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
11	・学校給食等における地場産物の活用について、地場産物の需給の効率的調整に当たっては、地域の立地条件と、収穫時の負担や保存性等といった作物適性を踏まえた、現実的な需給体制の構築を図るべき旨を、本基本方針に位置づけることを求める。	・ご意見のとおり、地域の立地条件や作物特性を踏まえた現実的な需給の調整を図ることは重要であり、第2章第3の3（2）アにおいて「地域において生産される農林水産物の種類や出荷時期」を例示しております。 引き続き、地域の実情に応じた地場産物の利用促進に取り組んでまいります。
第2章第3の4（1） 多様な品目を安定的に生産する体制の整備等		
12	・ジビエ利用の注意点として、土地所有者等の権利保護や適法な狩猟、採取・流通の確保に留意し、地域住民との信頼関係を損なわない運用となるよう配慮が必要と考える。	・ジビエの利用を推進するに当たっては、鳥獣の捕獲から処理、流通まで、関係法令に基づき適切に実施されることが重要であると認識しています。 このため、土地所有者等の権利保護や適法な捕獲の確保に留意するとともに、地域住民や関係者の理解と協力を得ながら、地域との信頼関係に配慮した取組が進められるよう努めてまいります。
13	・第2章第3の4（1）において、「加工、販売、料理への活用等を行う取組を推進するよう努める。」という文言が「ジビエ利用の取組を推進するよう努める。」へと改正されることにはどのような意図があるのか。	・「ジビエ」という言葉が、改正食料・農業・農村基本計画に盛り込まれたことから、捕獲又は殺傷した鳥獣の肉等の加工、販売、料理への活用を「ジビエ利用」と置き換えたものです。
第2章第3の5（1） 地域の農林水産物の生産、販売等の体験活動の促進		
14	・「地域の農林水産物の生産・販売等の体験活動の促進」から「グリーン・ツーリズム」の文言が削除されているが、地球環境の保全が急務となっている中で、環境への理解を深める「グリーン・ツーリズム」を削除することは適切ではない。	・「農泊、都市と農山漁村との間の交流、都市と農村との双方に居所を有する生活をするのできる環境整備、市民農園の整備の推進その他必要な取組」の中に、グリーンツーリズムも含まれております。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
15	・学校で児童が野菜等の栽培や収穫を体験する取組を、地域の実情に応じて促進すべき。こうした体験活動は、食や農林漁業への理解を深める食育として有効であり、供給量の確保ではなく、地域の農林水産物の生産・販売等に関する体験活動の促進策として位置付けることを提案する。	・学校で児童が農林水産物の生産の体験をすることは、食料等に関する国民理解の醸成の観点から重要と考えており、第2章第3の5（1）において、国及び地方公共団体に対し、農林水産物・食品の生産、販売等の現場における消費者の体験活動の促進に努めるよう求めています。
16	・農泊の推進に当たっては、施設整備に加え、関係機関や地域住民が連携した運営体制の構築と人材育成を重視すべき。特に事業開始時には、行政が主体的に関与して運営基盤を整えた上で民間活力の導入を図ることが重要である。	・農泊の推進にあたり、施設整備だけでなく、農泊地域の実施体制整備、観光コンテンツの磨き上げ、地域外の人材の雇用等についても支援しており、引き続きソフト・ハードの両面から取り組んでまいります。
第2章第3の6 国民の理解と関心の増進		
17	・地域の農林水産物の利用促進には、生産者だけでなく加工、流通、販売に携わる多様な主体への理解が不可欠であることから、「食料システムの各段階における関係者の取組」の具体例として、生産・加工・流通・販売・消費をつなぐバリューチェーン全体への理解促進を明記すべき。	・ご意見いただきました具体例の総称として、「食料システムの各段階」と表現したものであり、そのあとに続く「関係者の取組」「合理的な費用」の修飾語であることから、簡潔な言葉に置き換えたものです。 引き続き、生産から消費に至る食料システム全体で、持続的な供給に要する合理的な費用について理解がなされるよう努めてまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
六次産業化全体		
18	・六次産業化は先進的な取組として位置付けられているが、実態としては、食品関連産業のあらゆる業態が弱体化する中で、生産者自身が生産・加工・流通・販売まで行わざるを得なくなった結果に過ぎないのではないか。 六次産業化だけを推進するのではなく、各業態が独立して持続できるよう支援策を充実させるべきである。	・6次産業化は、農林漁業者の所得の確保を通じて持続的な生産活動を可能とし、地域経済に活力をもたらすことを基本理念としております。 また、生産、加工、流通、販売等の食料システムの各業態の持続については、第2章第3の6において「食料システムの各段階における関係者の取組や持続的な供給に要する合理的な費用について、理解がなされるよう配慮する」と改正しております。 引き続き、農林漁業者自らの取組に加え、食品関連事業者や流通事業者等との連携を促進しながら、地域の実情に応じて各主体が持続的に事業活動を行える環境づくりを進めてまいります。
19	・地域連携の推進に当たっては、各地域の取組状況や成果、課題を共有する仕組みの整備が重要。 市町村、都道府県及び国の各段階において、事例の共有や評価を行い、成功事例や課題を横展開することで、地域間格差の縮小と政策効果の向上につなげることを求める。	・地域連携に資する地域毎の取組については、農林水産省HPにおいて、「農山漁村の地域資源活用モデル事例集」を掲載しているところであり、引き続き横展開につながるよう情報を発信してまいります。